

土地差別調査を規制する改正条例が

10月1日に施行されました

部落差別につながる土地調査（※裏面に）が行われていた事実を受け、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が一部改正されました。

これまでの興信所・探偵社業者に加え、新たに「土地調査等」を行う者が規制の対象となりました。

土地調査等とは、府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することと定義しています。この条例は、部落差別事象発生を防止し、もって府民の基本的な人権の擁護に資することを目的としています。個人調査や土地調査にあたって、部落差別事象を引き起こすおそれのある調査、報告の行為を規制しています。

❗ 改正条例のポイント

土地調査等とは

府内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告すること。

遵守事項は

- ①調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと。
- ②同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと。

勧告・事実の公表

「土地調査等」を行う者が遵守事項に違反した場合は、知事が勧告や事実の公表ができることとしています。

一人ひとりが互いの人権を尊重しあい
差別のない笑顔あふれる社会を築きましょう

差別の連鎖を生む「土地差別調査事件」

マンションの建設予定地周辺の市場調査を行う調査会社が同和地区の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたことが2007年、大阪府への通報で明らかになりました。

同和地区の所在地を報告書に

マンションの新聞折込広告などをつくる広告代理店やマンション開発業者の依頼を受けて、調査会社が建設予定地周辺の地域評価や価格動向などを調査。報告書にまとめる際に「立地特性」などの項目として「同和問題に関わってくる地域」「指定地域」「地域下位地域」などの表現を用いて同和地区の所在地を報告していたのです。

大手の広告、不動産会社が顧客として

その後の大阪府などの調査により、差別調査を行っていた調査会社は複数存在し、大手の広告会社やマンション開発業者の多くがこうした差別報告書を長年にわたって漫然と受け取っていたことが明らかになっています。差別が差別を生み出す仕組みが業界内に長年にわたって根付いていたのです。